

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 7 月 15 日（火）第 634 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（4件）（水産振興課取扱い） 1
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 3
- 団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする決定（農地整備課取扱い） 3
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（港湾空港課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 4

公

告

- 令和 7 年度林業種苗生産事業者講習会開催公告（森林経営課取扱い） 4

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表（2件）（監査委員事務局取扱い） 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 6

告

示

鹿児島県告示第477号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 7 年 7 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
始良市北山字女夫石3171番1, 3171番2, 3173番（次の図に示す部分に限る。）、3175番2, 3175番3（次の図に示す部分に限る。）、3175番9, 3177番2
- 2 保安林^{かん}として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第478号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 7 月 15 日から同月 29 日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
阿久根市西目 6598 番地 濱崎勝美
阿久根市西目 166 番地 西園圓蔵
阿久根市西目 1037 番地 尾上和弘
- 2 加入区
西目加入区
- 3 漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
北さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第 479 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 7 月 15 日から同月 29 日まで吹上町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
日置市吹上町入来 4009 番地 山口利一
日置市吹上町入来 3907 番地 稲田和夫
日置市吹上町入来 4083 番地 2 久保一幸
- 2 加入区
吹上加入区
- 3 漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
吹上町漁業協同組合

鹿児島県告示第 480 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 7 月 15 日から同月 29 日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市愛木町 120 番地 1 北山政憲
いちき串木野市羽島 7573 番地 2 入枝明仁
いちき串木野市羽島 5476 番地 本木和弘
- 2 加入区
羽島加入区
- 3 漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第481号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和7年7月15日から同月29日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和7年7月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡龍郷町中勝116番地 中田留弘
大島郡龍郷町赤尾木323番地 6 豊山健也
大島郡龍郷町龍郷247番地 辺木幹男
- 2 加入区
龍郷加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
奄美漁業協同組合

鹿児島県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）吉利地区の換地計画に係る換地処分を、令和7年6月25日に行った。

令和7年7月15日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、長島町が行う土地改良事業団体営中山間地域総合整備長島西部地区後畑換地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和7年7月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年7月16日から同年8月14日まで
- 3 縦覧場所
長島町役場耕地林務課

鹿児島県告示第484号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和7年7月15日

指宿港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

- 1 しゅん功認可年月日
令和7年7月7日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
指宿市
指宿市十町2424番地

指宿市長 打越明司

3 埋立区域

(1) 位置

指宿市湯の浜二丁目2997番2から2998番12を経て3011番7に至る間の土地に接する護岸の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、⑨の地点から80度19分42秒1,600.00メートル地点を円心とする半径1,600.00メートルの円周で⑨の地点と⑲の地点とを結ぶ南西側の円弧、⑲の地点と⑳の地点を結んだ線、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D.L. + 3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑨の地点と㉒の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑨の地点 国土地理院指宿港四等三角点（北緯31度14分27秒3952，東経130度39分05秒6392）から200度19分57秒525.73メートルの地点

⑲の地点 ⑨の地点から168度11分52秒118.94メートルの地点

㉑の地点 ⑲の地点から255度42分01秒24.22メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から345度54分39秒121.02メートルの地点

(3) 面積

3,040.23平方メートル

4 埋立地の用途

緑地

5 埋立免許年月日及び番号

平成30年11月20日

指令港空第255号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

指宿市

大隅地域振興局告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 7 月 15 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
頂〜てっぺん	鹿屋市旭原町 3620番地14	特定非営利活動 法人アテン	鹿屋市旭原町 3620番地13	西 幸恵	令和 7 年 7 月 1 日	就労継続 支援 B 型

公 告

令和 7 年度林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により，令和 7 年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和 7 年 7 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開催日時

令和 7 年 9 月 10 日（水）午前10時から午後 5 時まで

2 開催場所

カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）東棟 3 階中研修室第 2（鹿児島市山下町14番50号）

3 講習事項及び講習時間

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	2 時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2 時間
種苗の生産技術に関する事項	2 時間

- 4 受講資格
制限はない。
- 5 講習手数料
14,000円
- 6 受講手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受講申込書
 - イ 写真（受講申込み前 6 月以内に撮影した縦 3.6 センチメートル、横 2.4 センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
 - ウ 講習手数料（14,000 円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

なお、提出書類等を受理した後は、講習手数料は返還しない。
 - (2) 提出書類等の提出先
各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課（県外に居住する者にあつては、鹿児島県環境林務部森林経営課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577））
- 7 提出書類等の受付期間
令和 7 年 7 月 15 日（火）から同年 8 月 20 日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、郵送の場合は、令和 7 年 8 月 20 日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受講申込書の用紙の交付
受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 その他
講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課（電話 099-286-2111 内線 3370）、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 8 号

令和 7 年 3 月 27 日付け監査第 1112 号の監査結果に基づき、令和 7 年 5 月 21 日付け財第 27 号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 15 日

鹿児島県監査委員	松 蘭 英 昭
同	大 蘭 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ

監査委員公表第 9 号

令和 7 年 3 月 27 日付け監査第 1113 号の監査結果に基づき、令和 7 年 5 月 30 日付け鹿教総第

102号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 15 日

鹿児島県監査委員	松 蘭 英 昭
同	大 蘭 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第72号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 7 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P シャカ R U S H Z D	マルホン工業株式会社	5P0545
ぱちんこ遊技機	e とある科学の超電磁砲 L T R S Y	株式会社オレンジ	510382
ぱちんこ遊技機	e 聖戦士ダンバイン 3 G R E A	株式会社銀座	5P0673
ぱちんこ遊技機	P スーパー海物語 I N 沖縄 6 L T P	株式会社三洋物産	5P0746
回胴式遊技機	L / バベル / B A	株式会社ユニバーサル ブロス	4S0446
回胴式遊技機	L スマスロ東京リベンジャーズ Z F	サミー株式会社	5S0551